



合同フォーラム 討議の光景

目 次

【特 集】

これからの博物館の在り方に関する緊急合同フォーラム 「考えよう！博物館の未来」

日本ミュージアムマネージメント学会・全日本博物館学会・日本展示学会合同主催事業 …………… 2

【論考・提言・実践報告】

ミュージアム情報管理と学際的広がりを考える：

—全国埋蔵文化財センター デジタル・データ調査とアクト考古学について—

東京都埋蔵文化財センター 五十嵐 彰

フィレンツェ大学教育・科学サービス (PIN, The University of Florence, Italy) 杉本 豪 …… 20

【掲示板】

JMMA第13回総会・大会のお知らせ …………… 26

【インフォメーション】

韓国博物館全国大会参加者募集 …………… 28

特 集

これからの博物館の在り方に関する緊急合同フォーラム

「考えよう！博物館の未来」

日本ミュージアムマネジメント学会・全日本博物館学会・日本展示学会合同主催事業

開催日時：2007年12月16日 午後1時～5時

場 所：東京北の丸・科学技術館

博物館に関係する3学会（日本ミュージアム・マネジメント学会、全日本博物館学会、日本展示学会）の合同フォーラムが、2007年12月16日（日）、東京・北の丸の「科学技術館」において開催された。3学会の合同主催によるフォーラムは初めてのことで、議論は白熱したものとなった。その全容を報告する。

プログラムと演題、講師名、議論の要旨は、以下の通りである。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| [プログラム] | 総合司会：高安礼士（JMMA理事・千葉県教育指導センター） |
| ○ 基調講演「地方分権化時代における博物館行政—行財政から見た博物館—」 | 講師：岡本全勝（内閣府官房審議官） |
| ・質疑応答 | |
| ○ 報告「今後の博物館制度の在り方」 | 講師：栗原祐司（文部科学省社会教育課地域学習活動推進室長） |
| ○ 討論Ⅰ「社会における博物館の役割・存在意義再考」 | 大堀 哲（JMMA会長）、鷹野光行（全日本博物館学会長）、端 信行（日本展示学会長） |
| ○ 討論Ⅱ「博物館登録制度・学芸員制度改革・今後の博物館の在り方」 | |
| ・質疑応答 | |
| ○ まとめ | 講師：水嶋英治（JMMA理事・常磐大学大学院教授） |

〔開催主旨および検討課題〕

フォーラムの進行は、JMMA理事の高安礼士氏が担当し、2007年6月に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」から報告された「新しい時代の博物館制度の在り方について」の提言をもとに、①「21世紀における博物館の在り方」、②「博物館登録制度の問題点と対策」、③「大学における学芸員養成課程の現状と課題」を重点的に論議し、博物館に関係する学会として、当面する課題の理解認識を深め、将来への展望を描くとともに、広く一般会員や市民にも討論の場を公開し、課題の共有化と深耕を図る旨の趣旨説明がなされた。

〔基調講演〕

■地方分権時代における博物館行政 —行財政から見た博物館—

内閣府官房審議官 岡本全勝氏

21世紀における博物館の在り方を検討する中で、地方分権時代における博物館の在り方と行政が、どのような状況にあるかについて、わが国の地方の行政府における博物館行政を政策面、財務面から深く関与してきた中央官庁関係者から、現状と課題について講演がなされた。講師の岡本全勝氏は、内閣府の現職の官房審議官だが、それ以前には総務省の総務課長や徳島県、鹿児島県、富山県で財務担当部課



岡本氏

長を務められる等、地方行政の現場で文化（博物館）財源の予算査定等に携わってこられるなど、実質的な地方の行政（今回の場合文化行政）を左右する立場にあった。

レジュメ（配布資料）

地方分権時代の博物館行政

—行財政から見た博物館—

1. 博物館と地方財政

(1) 予算

- ① 建設費
- ② 運営費（管理、展示、収集、研究）
- ③ 別法人への支援（補助金）

(2) 課題1＝財政悪化

- ① 建設の終了
- ② 運営費・補助金の削減

(3) 課題2＝政策評価

- ① 効率
業務の民間委託、独立行政法人化、民営化
- ② 効果評価基準は

2. 博物館と行政

(1) 責任者

- ① 首長と議会
- ② 教育委員会
- ③ 民間

(2) 目的と効果

- ① 入れ物と展示
- ② 利用者と効果

文化会館・ホール

図書館

歴史博物館、自然博物館

美術館

●地方財政への関わりと経済成長

今回、大きな演題を貰っているが、自分は文化行

政や博物館行政の専門家ではない。現在、「経済財政諮問会議」のスタッフを務めている。もともとの出身は自治省の職員で、地方行政のなかでも地方財政を専門としてきており、来年で30年になる。国の立場で地方自治体の財政の全体像を策定する仕事をしてきた。また、地方自治体（徳島県、鹿児島県、富山県庁）に出向し、地方の財政の予算査定の仕事に従事してきた。

今回の講演は、文化行政面では素人だが、地方財政を担当してきた財務専門家の意見として聞いてもらいたい。そして、財政担当者の常識と文化行政の専門家である皆さんとの間のズレを認識してもらって、皆さんが知事部局や市長部局に出向いて説明をする際、なぜ理解されないかというギャップについて感じてくださればいいかと思う。

私は昭和53年に入省したが、第1次オイルショックが終わり第2次オイルショックが始まる前で、とてもいい時代であった。高度成長期である昭和30年から昭和48年のオイルショックの前までに日本の経済成長は名目値で16%毎年上がっている。この成長率は、5年で倍になる数値である。10年で4倍になる。池田勇人首相の10年で所得を倍増させる計画を名目値で5年で実現したことになる。この後、オイルショックが来たが、平成3年のバブル崩壊まで平均8%の経済成長を達成している。経済成長が予算規模の伸びであり、我々の給料の伸びだった。現在アジアの各国の奇跡的な成長といわれている数値が8%から10%で、中国は10%を越えて過熱とすることで引き締めを行っている。日本がいかに贅沢であったかが分かると思う。平成3年にバブルが弾けてもう17年になるが、この間の成長率は0.1%だった。この数字が、税収と予算規模の伸びであった。

●文化行政と予算査定のセオリー

私は、20代で徳島県の財政課に赴任し予算査定を担当、30代で鹿児島県の財政課長で県の財政全般を見てきた。40歳で富山県の総務部長を務めた。「予算査定屋」からすれば、文化行政や博物館予算が一番厄介な分野である。義務教育は1学級生徒40人に先生1人と基準が決まっており、あとはプラスアルファでいくらつけるかである。生活保護にしる社会福祉にしる基準が決まっている。公共事業は景気変動を見ながら何%伸ばすかということになるが、近年では、3%を削ることがルールになっている。それぞれに、相場感がある。

それに比べ、文化行政や博物館については、何を

基準にして予算をつけていか分からない厄介な分野である。まだ、イベントの予算の方がつけやすい。これは「お祭り」だと割り切れるからである。知事や市長が喜ぶのであれば、この程度のことはやろうと割り切れる。一般の人々も秋の祭りなどになるとご祝儀を包む、それと同じことだ。ご祝儀だから、見返りも期待しない代わりに去年は幾らだったのか、ご近所が幾ら包んでいるかということで判断することになる。予算査定の結果を議会で報告する時も議員の皆さんに、「これはイベントですから」ということで、それ以上の説明はいらない。成功の目安である参加見込人数の設定は、するにはするが、影響はそれほどない。

さて、博物館の予算は、大きく3つに分けて考える。

すなわち、①建設費、②運営費（管理、展示、収集、研究）、③別法人への支援（補助金）ということになる。

① 建設費については、何年かあるいは何十年に1回ということ、これこそ「お祭り」の考え方の延長である。事務方としてはお金がかかるので、そのような物を作ろうという発想は全くなく、首長がやりたいという希望、地元と約束した手形をどのように落とすかということで、実現する。

② 運営費は、毎年のことだから困る。いわば、「根雪」である。運営費のうち、「管理費」は、光熱水費、人件費である。光熱水費は1館当たり年間1億円くらいかかる。

「展示費」には2通りあり、館蔵品の展示と他館や他機関等の協力を必要とする特別展、巡回展などの展示費用だが、これらには枠を定めて、館長や学芸員と相談して決める。財政担当者には中身は分からないので、例年の相場決めていく事になりがちである。

「収集費」も、財政担当者には分からないので枠を決めていく。高額なものを対象にする場合は、基金を作り積み立てる。

「研究費」については、設置自治体の意気込みで違ってくるが、首長の大半が建物を建てて、モノを並べれば終わりと思っていることもあって、収集、研究に関心を示さない。研究といってもすぐに成果が出るものではないので、予算査定では悩むところである。

③ 別法人への支援（補助金）は、県だと市町村の博物館への補助であるとか、民間立の博物館への補助、あるいは展示への協賛金という名前を変え

た形で補助金を出す。地元の県議員さんや市町村長さんの要望に応えることも、財政課長の腕の見せ所となる。

●国策の変換がもたらす地方財政の悪化

次は、課題についてだが、課題の第1の論点は「財政悪化」にある。この論点を①建設の終了と②運営費・補助金の削減といった2つの視点から論じる。

課題の第2は、「政策評価」として、①効率（業務の民間委託、独立行政法人化、民営化）と②効果（評価基準）の両面から論じていく。

まず、①建設の終了であるが、1990年代に地方公共団体は、競って文化施設を作っていた。建設を促した要素は2つある。1つは、竹下首相時代の「ふるさと創生事業」（昭和63、平成元年）。1市町村ごとに1億円を配るといったものだった。何に使ってもよいという条件の下での交付金だった。2年に分けて、約3,300市町村に約3,300億円が配られた。この10年間で金融危機に投げられた公金は40兆円であり、戻ってこない金額は9兆円と言われている。このことを考えれば、日本全国の市町村に配分した3,300億円は、とても安価な金額だと思う。

その後、引き続き継続事業を行った。ソフト事業（経常経費）については地方交付税で賄い、建物や公園、道路の建設費は、地方債でひとまず借金を地方が行い、元利償還金については、交付税を国が地方に渡す仕組みを利用した。大まかに言えば、多くの市町村は頭金が10%あれば、100の事業ができる。事業費の90%をまずは地方債で賄い、後でその償還金の約半分を交付税（国からの支援）で見られる、ということだった。すなわち、全体の50%近くは自己の資金でなく、国の資金で建設できた。

市町村長は箱物がとても好きである。任期中に建設ができて、テープカットができればハッピーだ。博物館などの箱物より、例えば下水道などの方がよほど重要なインフラ設備であろう。新潟や阪神淡路の大震災では、下水道の被害が、実生活にとって深刻な打撃となった。しかし下水道は、最も大切な設備であるにもかかわらず、竣工時のテープカットは、パフォーマンスとしていまひとつ華やかさが足りない。終末処理施設も、地元ではあまり歓迎されない。それよりは、箱ものはきれいで喜ばれる。こうして「ふるさと創生」を契機に博物館、文化会館が各地に沢山建設された。

一方、アメリカとの「構造協議」が始まった。日本では金が余り、アメリカが赤字で悩むので、アメ

リカの要請で、公共投資を拡大していった。アメリカと約束（対米公約）をし、1990年代の前半に、国策として公共事業を増やすことになった。公共事業の大半は、道路だがそのほかの公共事業も積極的に進められていった。その後、バブルが弾けて景気が悪くなったが、政府は景気をよくするために、一層公共事業を増やす政策をとった。その政策は2001年まで続けられた。「対米公約」と「景気対策」のために公共投資の拡大が行われたのである。しかし、当時の国（大蔵省）には金がなかったため、地方公共団体に期待し、地方の公共事業や文化施設等の建設が推進された。

歯止めをかけないまま21世紀になり、ようやくこの方向を変えたのが、2001年の小泉政権と「経済財政諮問会議」である。「経済財政諮問会議」で竹中大臣が改革の課題として取り上げたのが「公共事業」であり、「社会保障（年金医療）」であり「地方財政」であった。ここで地方の道路や箱物は「公共事業削減」と「地方財政削減」の双方から削減されることになった。交付税による地方財政への支援も、私が総務省の交付税課長に就任した2001年には、国家予算80兆円のうち20兆円あったが、現在では3/4の15兆円になっている。地方債で公共事業を行い、その償還金を国からの交付税で賄う政策は、2002年から竹中担当大臣の主導で縮小され、経過措置が設けられた後、現在は廃止されている。

交付税が20兆円から15兆円に削減されたが、15兆円の中には義務教育や医療の経費が入っており、これらは法律でも決められている経費なので削減できない。県や市町村の財政課長はこの分野を先取りする。残る部分が身動き取れる予算であり、道路のような建設事業、単独で行っている補助金などになる。12月12日の朝日新聞に全国の首長からアンケートをとった結果があるが、厳しい状況の中で何をカットするかで一番が「各種団体イベントへの補助金」（90%）、それに続いて「施設運営の民間委託」となっている。だから、地方の文化行政は、交付税のカット率以上の影響を受けているものと思われる。公共事業は、かつての半分にしているところが多い。多くの都道府県は職員の給料ですら5%~10%カットしているので、それ以前に博物館の事業費も削られているのではないかとと思われる。

●財布を握る首長部局と局外にある教育委員会

次は、課題の第2である「政策評価」についてお話しする。県や市町村に資金が無くなってきたので、

どこを削るのが、一つ目の課題。また二つ目に、市民への説明責任が必要になっている。

どうすれば経費を削ることができるのかでは、業務の民間委託はこれまでも進められてきた。博物館で言えば、展示解説にボランティアを活用する方法が民間委託の最初だと思う。博物館だけではなく、建物の保守点検、清掃など現業的な部門から民間委託が入っている。独立行政法人という制度もつくったし、公設民営という流れもある。効率を追う財政担当者からすれば、同じサービスならもっと安い方でいこうということになる。例えば学校の給食は、市町村の直営と民間委託とでは、コストに2倍の差がある。ゴミ集めも倍以上の差がある。

次に予算の効果については政策評価を行っているが、博物館分野は何で測るのがよいかわからない。入場者が多ければいいのか。どうもそうではない。例えば今日、科学技術館に来て、来館者が多いのに驚いたが、1階で「サンヨーコート」の展示即売会を開催していたのが原因だった。科学技術館目当てではなかった。

次に「博物館と行政」についてだが、博物館の責任者は一体誰なのかがよく分からない。教育委員会にあるので、教育委員会から予算要求について聞き取るのだが、最終的には首長が決める。となると、予算は博物館に首長がどれだけ理解があるのかに関係してくる。

建設に当たっては、ほとんどの首長が関心をもつ。お金さえあれば大きいものを作れと言われる。自分の任期中に建設したいと思うのは洋の東西を問わない。フランスの大統領は、1代に一つ大きな博物館を作っている。困るのは、その後の運営費である。首長は忙しいので、運営費の予算査定については首長にまで上げない。課長レベルまでで、査定は終わらせている。よほど熱心な首長になると関心を持つ場合があるが、それにしても経常経費についてではなく、次年度の珍しい展覧会についてなどである。経常経費には関心はほとんどない。そこで財政担当職員のすることは、対前年度一律カットのシーリングということで、予算要求の段階で抑えてしまう。中曽根首相の頃にゼロシーリングを採用した。対前年度同額、ということである。現在は前年度比5%カットが国や地方公共団体の相場である。95%を5年程度続けると当初に比べると8割や7割になっていくわけである。

●責任の所在がハッキリしない文化行政

責任の所在に関して言及すれば、博物館は教育委員会の所管にあるが、私は、教育委員会に文化行政があることについて疑問に思ってきた。教育委員会制度は、第2次世界大戦後に教育の中立性を確保するためにアメリカから導入された制度である。それはよしとして、博物館に中立性はいるのか、と思う。小中学校の教育現場ということになれば、中立性も理解できるが、中立性を確保するならば、誰かがお目付け役をすれば良い。文部科学大臣が自民党員で、国では政党员が大臣を務めているのに、地方公共団体の首長が、教育を見るのはいけない、ということに疑問を感じる。首長部局にあれば、もう少し予算がついたのと思うこともしばしばである。

また、文化の担い手には民間もある。どこまで市町村はやらねばならないのか、という問題がある。他の行政分野でも悩んでいることだが、日本では、民間からの寄付が少ない。アメリカやヨーロッパに比べて、はるかに少ない。ヨーロッパにはキリスト教文化があるというのだが、経済競争の激しいアメリカが日本よりも寄付が成り立ち、NPOが成り立っているのを見ると、西洋先進国と日本は何か違うのではないかと思う。

県立美術館、あるいは市町村美術館は今後、どのようになってしまうのか。建設した以上は、維持管理をしていかなくてはならないのだが、その維持管理費用がつかなくなる。市民や市議会等が判断して、そこに力を入れることになれば伸びるのだが、残念ながら今の財政状況では、ほかに削る所は無くなっていく。民間から寄付を受けるのか、増税をするのか、かなり厳しい状況である。

また、博物館の狙いが良く分からない。同じ文化施設でも、文化会館やホールは分かりやすい。箱物と割り切り、入れ物と椅子、緞帳さえ用意すれば、あとの維持管理費は光熱水費だけですむ。図書館も分かりやすい。箱物が傷んでいようが、中に図書をどのくらい収蔵して、市民がどれだけ利用してくれているかでわかる。文化ホールと図書館は、容れ物重視と中身重視で対極的だが、予算査定を担当者からすると予算査定がしやすい。

次に分かりやすいのが歴史博物館と自然博物館である。子供連れの家族が喜んでくれるので、市民に説明しやすい。恐竜の展示や埋蔵文化財の展示についても小中学校の生徒を引率して連れてきてもらえる。教育の一環として分かってもらえる。

これに対し美術館が分からない。私は上野の東京

国立博物館等にも良く行く。東博はパスポートを持っていて、今年は3月の「ダビンチ展」、8月の「京都五山展」、10月の「大徳川展」に行ったが、これらは東博が貸し展示場をしているだけである。東博の持ち物を展示しているのではない。まあ、上野の国立博物館で行われているから納得するのであって、どこかの県の美術館で公費を出して行われるとしたら、なぜと疑問視されかねないのではないかと。公立の美術館の収蔵品についても、最初は地元の有名人が寄付してくれるとか、山梨県立美術館のようにミレー作品を購入したりするのだが、なぜそこにあるのかよくわからない。また、申し訳ないが何度も訪れる気はしない。

最後にまとめに入るが、まずは作れば喜ばれる、ということで箱物整備に力を入れてきた。しかし、中身については、さほどの議論もされずに、つくれば後からついてくる、といった気持ちでやってきた。ひとまず建設の時期が過ぎ、中身が問われる時代になった。しかし、その中身にどれだけの予算をつけるのか、その説明を首長と市民に、どのように説明するのかになると、財政課は、そこで思考停止になってしまう。何のためにいくら必要かが、うまく説明できない。実際には予算査定は期限が定まっており、結論を出さなければならない。大概是「期限が来たから、はい！対前年度95%」ということになり、議論が先送りされてしまう。

その最後の判断は、首長であろう。文化の歴史はパトロン（市民）の歴史であり、パトロンとして市民のためにどのような文化を発信するのかは、政治家である首長と議会が決めないといけない。事務屋の我々には、予算を削減する圧力を乗り越える理屈は出てこない。

30年に亘って地方財政に関与してきた者の経験としては、このあたりが、地方公共団体の財政査定担当者の発想なのではないか。

[質疑応答・意見等]

質問（森田氏）：

国でも地方公共団体でも、博物館が所有している所蔵品を公債発行の担保として使っている事例はあるか。財産価値としては博物館の土地建物をはるかに上回るものがあると思われるが、国としては、博物館所蔵品を公債（国債）発行の担保としてはいけない理由はあるのか。

回答：

これまで国でも地方でもこの議論をする必要は

なかった。物的担保をもとに公債を発行してないからである。国や県という信用力で債券を発行している。その信用の裏づけになっているのは物ではなく税収である。最近ではプロジェクトファイナンスという考え方が出てきて、PFIで建物を建てている。これが物的担保で借金している例である。国本体以外の独立行政法人や特殊法人は、法人格が別になるので、そのような話も出てくる。しかし貴重な文化財を担保にして借金をすることについては、議論があると思う。

質問：

千葉県にいますが、県では自動車保険に入っていない。事故補償は県が支払うのということのようだが、そのへんについて。

回答：

数年に1度、予算査定の際に計算をして、民間の自動車保険に入るのが安いのか、県独自で払った方が安いのか検証している。実は、最近変わってきている。かつて、自動車運転手を職員で抱えていたので事故を起すことが珍しかった。今はほとんど辞めて貰って、職員自ら運転するか民間から来てもらっている。こうなると危ないので順次保険に加入するようになってきた。

質問（堀氏）：

文化への寄付に対して税制上の優遇措置はもつととれないのか。

回答：

ヨーロッパには1/10税制度やキリスト教文化があると聞いてきたが、アメリカは違う。私はこの1年、再チャレンジ担当という仕事をしているが、専門家に聞くと、アメリカではNPO、ボランティアの活動がとても盛んで、NPOの規模が人的にも予算的にも凄いものになってきている。こうした分野が盛んになってきたのは、ベトナム戦争以後のことで、挫折した世代が働くばかりが能ではない、ということに気づいた。一流大学を出て、一流企業に勤め、企業戦士で行くといった、生産と金儲け一本やりへの人生に飽きたりない人がNPO部門に向かってきている。この部門にロックフェラーやビルゲイツなどの大金持ちが莫大な寄付をし、セクターとして成功している。生産一本やりや単線型社会ではなくなってきた、そこにうまく寄付文化が関与しあっている。日本でも、社会の機運として生産と金儲け一本やりでなく、もう一

つの別の道がある、とすることに気づき、関心を持つようになってきつつある。税金で行う「官」、金儲けを考える「私」、それに「公」といった、金儲けではないが社会に役立つ分野の成長がセクターとして求められる。このセクターの成否が日本の猛烈経済社会からの転換に成功するかどうかにかかっている。それと寄付文化は鶏と卵の関係で、徐々にうまくいくのだと思う。社会の意識を根っここのところから変えていかないといけない。

質問（中川氏）：

美術館は予算査定がしにくい、という指摘があったが、新国立美術館などは、コレクションをもたないなど、管理・運営に対する予算措置を軽減するための体制とも思われるが、そうしたことは、国策として行われているのか。

回答：

コメントするだけの経緯と情報を持ち合わせていないので答えることができない。県だとそのようなものをつくらうとすれば、知事に対しコレクションももたなくて何のために作るのかと、聞くことになる。議会でも説明しないといけないし、企画展の会場なら他にも場所があるではないか。議会の支持を得るだけの首長の熱意と説明がないと、実現は不可能である。反省を込めての意見だが、1990年代の産めよ増やせよの時代では予算をつけるから、まず作れということだった。国家予算の3割が借金で、それを60年で償還すること、また今後の財政状況を考え合わせると、そうしたモニュメント的な美術館はとても無理ではないか。

司会（高安氏）：

財政担当者は、ハコものならいけるといわれるが、我々は中身がないといけないということで、考え方が違っている。

[報告]

■今後の博物館制度の在り方

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課地域学習活動推進室長 栗原祐司氏

この後、文部科学省の立場から生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長の栗原祐司氏による「今後の博物館制度の在り方」が報告された。栗原氏は、文科省きっての“博物館事情通”として知られた方で、博物館法に規定されている博物館登録審査



栗原氏

と認可事務について、その権限が国の機関委任事務から地方公共団体の自治事務に移行している現状と地方分権政策との関係、また同じ社会教育法の下にある図書館法とのバランス（博物館法のみを突出した形で取り上げられないなど）、博物館法改正へのインセンティブが国会関係者に強く働かない（問題が国民の生命、財産を脅かすものでもなく、改正への要求にも国民的盛り上がりがないなど）といった理由などから、同法の抜本的な改正は難しいのではないか、との懸念が報告された。

レジュメ（配布資料）

今後の博物館制度の在り方

1. 博物館法改正に向けた主な論点

(1) 博物館の定義

- ・「資料」「調査研究」の再定義

(2) 博物館登録制度の見直し

- ・自己評価、改善、情報提供
- ・基本的な水準の維持
- ・設置主体の緩和
- ・共通基準と特定基準（館種別）
- ・外形よりも質を重視した審査

(3) 学芸員養成制度の見直し

- ・大学の養成課程の科目数、内容の充実
- ・大学と博物館が協働する体制の構築
- ・実習のガイドライン作成
- ・現職研修の充実

2. 課題

- ・地方分権
- ・規制緩和
- ・支出抑制（経費削減）
- ・社会教育法、図書館法との整合性
- ・国民的な要請

3. 将来的な課題

- ・博物館の館種を超えた横断的ネットワークの形成

- ・大学院における学芸員養成課程の充実（高レベルの現職研修の機会）
- ・グローバル化を視野に入れた博物館活動の展開
- ・専門家集団としての第三者機関への期待
- ・行政主導から博物館界・利用者主体へ

●「博物館法改正」の背景

現在、2007年6月に出された報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」を受けて、博物館法改正に向けた検討を行っている。現在どのような検討状況になっているのかを中心に話を進めて行きたい。

博物館法は、昭和26年に制定され、昭和30年に大きな改正が行われ、博物館相当施設制度をつくったり、学芸員制度が、当初は自然史系と人文系の2つに分かれていたものを一つに統一した。それ以降は、地方分権や規制緩和の観点から他の法律に引きずられて改正されているものがあるが、博物館法のための改正はされていない。したがっておよそ50年間大きな改正がされていないことになる。図書館法が昭和25年に制定されているが、これも制定以来、抜本的な改正はされていない。順番が逆になったが、教育基本法が昭和22年、社会教育法が24年、25年に図書館法、26年に博物館法という形で、学校教育のあとに順次、社会教育法体系を整備してきた戦後の歴史がある。社会教育法は何回か改正されているが、社会教育法体系全体の中で大きな改正はされてこなかった。このたび、およそ60年ぶりに「教育基本法」が改正され、この時期を捉えて社会教育法体系全体を見直そうではないか、ということで検討を進めてきた。博物館についてはこの報告書が一つの答えとして方向性が示された。これを踏まえて、博物館法をどのように改正していくのか。これまでも色々な議論がなされてきているが、今回の報告書はかなり本音の部分があり、役所としてはハードルの高いものとなっており、報告書の内容をそのまま法改正に反映させるのは難しい状況である。ただ、今回法改正ができなくてもそれで終わりではなく、10年後、20年後に、この実現に向けて努力していく必要がある。

●「博物館法改正」にあたっての3つの論点

—定義、登録、学芸員—

では、この報告書での論点について説明する。ポイントは3つある。すなわち、「博物館の定義」だが、国によって若干の違いはあるが、ICOMで定められ

たものに従って各国が定めている。ここで何を言いたいのかといえば、資料についてである。資料と言えば1次資料を中心としているのだが、現象等を説明するプラネタリウムとか、実物ではないが原理、法則等を確認する科学館とかチルドレンミュージアムであるとか、さらにまたエコミュージアムなどの扱いをどうするのかを考えなければならない。先ほど話のあった国立新美術館や水戸芸術館のように自前のコレクションは持っていないが、現代芸術に長じた学芸員がいて、色々な企画を行っている。あるいは東京都美術館のように自館ではコレクションを持っていないが、他から企画を呼んできて、配置されている学芸員がいろいろなことをやっている。コレクションを持っていないが、調査研究や教育普及業務を行っているなど、博物館法を制定した当初には想定していなかった形態の博物館、美術館ができています。そういったことを踏まえて「博物館」の定義をどのように見直すべきなのか。このことは、法改正の問題というよりも、運用の問題なのかもしれない。

もう一つのポイントは「博物館登録制度」である。いろいろな矛盾を抱えた制度で、公立博物館の登録要件が、教育委員会の所管に限定されていること、私立では民法34条法人、宗教法人、その他の法人でNHKや赤十字が入っているが、それらしか登録の博物館にはならない、という問題がある。それを現実的に見れば、実際は首長部局所管の公立博物館や、株式会社、営利法人などの設置者が増えてきている。登録博物館そのものを見直すべきではないか。また、既に「博物館法」に基づいて、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示で定められている。告示は割合簡単に改めやすいものなので、ある程度法律を先取りした形で盛り込んでいる。例えば、自己評価、改善や情報提供といった事柄が基準の中に記されているが、それらを法律上書くことができないか、とかいった見方も出てくるが、いずれにしろ「登録博物館制度」はわが国の博物館制度を良くしていくという中核的な役割を担うものとして位置づけられるものである。登録制度には財政的なメリットが無くなっている。かつては、登録博物館には補助金がメリットとしてあったものだが、一般財源化された。また、当初は国鉄の輸送費の免除があったが、これもなくなっている。一方では、登録博物館になるための基準が、規制緩和の一環の流れの中で緩やかになってきているが、開館日数150日以上や学芸員が配置されていることなどの外形的な基準に限定されている現状から、中身に立ち入った質的な

審査が必要ではないかという声、あるいは博物館法は歴史博物館から美術館、動物園、水族館などいろいろなものが対象となっており、これらの館種を超えた基準はあるものの、各館別の基準が定まっていないという声などもあり、これらの矛盾をどのように解決していくのか。

また、3つ目のポイントは、「学芸員養成制度の見直し」である。現在は、大学で12単位を取得すれば、学芸員の資格を得ることが出来る。司書20単位、社会教育主事24単位と比べると少ない数字である。実態として年間1万人近くが資格を取っているにもかかわらず、就職できる人はわずか数%に過ぎない。学芸員制度そのものの中身を見直す必要があるのではないかと、ということで現在協力者会議のワーキンググループにおいて検討している。大学における学芸員養成課程における科目数、内容を見直す必要がある。学芸員実習についても、その実習に対する負担が各博物館にとって重くなってきている。実習の単位数を増やせば、実習先の博物館から悲鳴が上がってくることは間違いないだろう。大学と博物館との関係をどのように捉えるべきか。実習の実態が受け入れる博物館によっては、千差万別であり、水準の違いがあり過ぎる。ある程度の統一基準が必要ではないか、との声も上がっている。また、博物館に就職した後の現職研修の機会がない。大学院などで現場の学芸員が研修するという機会が制限されている現実があり、これらを含めて学芸員養成制度全体の見直しを行う必要がある。

●「地方分権」や「規制緩和」等の政策課題との整合

こうした論点を踏まえ、「博物館法」をどのように改正していくべきかについて、今年の秋から現在にかけて省内で議論を重ねてきた。

大きなハードルは、一つに「地方分権」がある。現在、博物館の登録業務は都道府県の教育委員会が地方の自治事務として行っているものを報告書では、都道府県の教育委員会から第三者機関に移してはどうか、との提言がなされている。これについても検討したが、現在、地方公共団体が行っているものを取り上げて新たに第三者機関に行わせるということは、非常にハードルが高い。相当施設の指定はもともと国が行っていたものを、都道府県に降ろした経緯があるが、登録業務をもともと国がやっているのであれば、一つの法人などにやらせるということは、できたかもしれないが、既に都道府県の教育委員会に業務を落としてしまっているものを取り上げた上

で、第三者機関にやらせるのはハードルが高いし、難しい。

そして「規制緩和」という時代の要請がある。館長は学芸員資格がないといけないとか、博物館の登録基準を厳しいものにして、その基準をクリアしたものでないと登録博物館として認めない、あるいは更新制にすることなどは、規制の強化になり、政府全体として規制緩和の流れにある中で、「博物館法」だけ規制強化するということは説明がつかない。これが身体や生命にかかわり、国民の財産などに関係することであれば規制強化をしなければならないということにもなるが、正直、博物館の問題はそのようなものではない。

さらに政府全体として「支出抑制」(経費削減)という要請がある。国だけではなく、地方も同じだと思うが、登録博物館のメリットとして補助金の復活や助成措置が取れるようにすることなどは財政的には無理であり、また、いったん一般財源化したものを元にもどすことなどは望めない。ただ、政府全体で国民が博物館の充実を望んでいるということで、政治家や国会が動かされて博物館の充実を図ろうではないかということになれば別だが、残念ながらそのような状況にはない。博物館だけ特別な予算措置をすることは、ハードルが厳しい。

加えて、法改正は、「博物館法」だけではなく「社会教育法」、「図書館法」も同時に検討している。そうすると当然「社会教育法」、「図書館法」とのバランスも考えなければならない。例えば、大学の養成課程で学芸員取得資格の単位数を増やそうとすれば、司書などの単位数にも関係してくる。学芸員の単位数だけ増やして、司書の単位数はそのままというのは理屈として通らない。博物館だけ、色々な規制を緩めたり、強化したり、予算を充実させたりすれば、図書館界も黙ってはいない。

●「国立」及び「独立行政法人立」の博物館と「博物館法」

最後に、国会で「博物館法」の改正をする以上は、それだけの要請があるのか、ということになるが、残念ながら緊急性という観点からは説明は難しい。「教育基本法」が改正され、教育基本法の中で改めて社会教育が位置づけられ、前回国会で学校教育関連の3法がなされたので、今回は社会教育関連の3法を、という形で説明しているが、国民がどれほど望んでいるかという、残念ながら国民的な盛り上がりはできていない。そういう意味で、今回法案を国

会に出したとしても政府全体のなかでは、優先順位は高くないと思われる。本当に法案が出せるのかどうか、不安が付きまわっている。

もう一つ大きな課題に、教育委員会制度の問題がある。登録博物館制度の矛盾として国立博物館が登録にできない点や首長部局の博物館が多くなっているにもかかわらず、これらも登録博物館にできない点に、この制度の矛盾を指摘する論文や参考書が多い。国立の博物館、近年ではほとんど独立行政法人化されているが、これらの博物館を登録の対象にしようとしたが、これには歴史的経緯がある。昭和26年に博物館法が検討される中で当初は国立の博物館も法の対象になっていた。ところが昭和24年に法隆寺金堂が焼けて、「文化財保護委員会」(現文化庁)ができ、国立博物館がその付属施設になってしまった。したがって国立博物館は基本的には文化財保護のための施設であるという位置づけになったことから「博物館法」の対象となり得なかった。「図書館」も同じで「帝国図書館」の経緯を引き継いで「国立図書館」であればよかったのだが、昭和23年に「国立国会図書館」ということで国会の付属機関となったために「図書館法」の対象になり得なかった。

国立から独法になっても「国立文化財機構」「国立美術館」「国立科学博物館」は、それぞれ個別の独立行政法人法からなっている。個別の法律に基づく博物館であることを考えると、改めて「博物館法」の中で位置づける必要があるのか、という法律的な議論になってくる。それを突破するのが難しい。また、そもそも登録になるメリットがあるのかという議論がある中で国立や独立法の博物館を登録にするメリットは感じられない。

「博物館法」には公立の博物館は原則無料という規定があるが、国立や独立法の博物館を登録博物館にした場合、原則無料規定をそのまま踏襲するのか。独法の趣旨からして財務省が猛烈に反対することは間違いない。逆に、独立法の博物館を登録博物館にするために、無料の規定を削除するのかといえば、さらにまた色々な議論が起こってくる。今国会に出す法案で、国立と独立法を登録にするというのは非常に難しい。

「独立行政法人制度」を真似て作られた「国立大学法人制度」も同じ流れになり、国立大学の博物館も登録するには難しくなってしまう。国立大学がだめになれば、私立大学、つまり学校法人である大学博物館も登録博物館ではありえなくなる。残念ながら大学博物館を登録するのも、今回は難しい。

●博物館の所管問題

—「教育委員会」と「首長部局」—

それでは、登録の幅を拡大するといつて何ができるのかだが、首長部局所管の公立博物館を登録の対象にする、ということで内部調整をしている。そこで大きな課題となってくるのが現行法規定である。「博物館法」は「社会教育法」の特別法だが、その「社会教育法」は「教育基本法」を踏まえてできている法律であり、今回改正された「教育基本法」のなかで「博物館」「図書館」「公民館」は「社会教育施設」であると明確に書かれてある。「社会教育施設」であることの意味は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、その所管が教育委員会であることについて明記されている。「教育基本法」で博物館が社会教育施設であると書いたことによって、社会教育施設である博物館は教育委員会が所管する、という法体系が出来上がっている。「博物館法」に基づく博物館が社会教育施設である限りは、教育委員会が所管することになり、これを覆すには「教育基本法」を改正しないとできない。しかし、実は平成18年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正の際に、文化とスポーツに関しては、特例として教育委員会でもなくとも、首長部局でも所管できるという「職務権限特例」を作った。これと同じように権限特例として首長部局でも博物館を所管できるようにすれば、登録にすることができようということである。ただ、これも教育委員会主義者にとってみれば、許しがたいことで省内でも厳しい議論になっている。内閣法制局に相談に行った際にも、社会教育全部を首長部局に出すということなら分かるが、博物館だけを切り出すというのは難しい、という感触を受けた。政策面からも法律面からもまだまだハードルが高いという状態になっているが、何とか実現に向けて努力している状況である。「博物館法」の改正とすることで検討しているのであるが、仮に出したとしても骨抜きのもになってしまう可能性もあるが、取り敢えずは50年ぶりに改正するというので、これで終わりということではなく、これを第1弾として、第2弾、第3弾ということを期待して、まずはその突破口を開くということが大事ではないかと思っている。

●将来的な課題

さて、最後に「将来的な課題」についてであるが、「博物館法」の改正を業界は、また国民は望んでいる

のか、皆さん方の声が大きくなると法改正の理由にならない。関係業界や団体からの強い要請があった上で改正するというのでないと難しい。

また、博物館の館種を超えた横断的ネットワークの形成が大事な課題となる。博物館には歴史系博物館から美術館、科学館、動物園、水族館、植物園、プラネタリウム、文学館その他色々あり、それぞれに全国美術館会議や全科協など色々な団体、組織があるが必ずしも一枚岩になっていないという状況である。館種を超えて横断的に連携、協力するという形にして博物館界として大きな声がだせるような体制にしたいと思っている。隣の韓国には「韓国博物館協会」があり、そのネットワークの中に「大学博物館協会」や「私立博物館協会」などの団体が入っており、お互いが連携、協力し合っている。アメリカなどもAAM（全米博物館協会）があった上で動物園や植物園の団体があり、それらにも緩やかな横のつながりがある。例えば、AAMが総会を開催しようとするときには、こうした団体が集まって、一つの間で関連団体、学会が平行して総会をしているという状態になっている。合併するのではなく、いろいろな団体、学会が意図を同じくして横の連携で一つの目標に向かって頑張ろうという体制が作れないか、と思っている。今回の3学会合同のフォーラムも、それに向けた大きな流れになるのではないかと期待している。関係団体が集まった上で関係団体、関係業界の総意として形を作っていくようにすれば、日本における博物館の大きな動きになってくるものと思う。

次に「大学院における学芸員養成課程の充実」（高レベルの現職研修の機会）だが、報告書の中では現在の大学における学芸員養成課程は実務が不十分であり、実務経験を経た上で学芸員の資格をとらせるようにしてはどうかとの提言を貫いている。ただし、行政的にいろいろと考えた結果、その実現は難しいであろうということで、今回はそのようにはしない。基本的には学芸員の資格は学部の卒業をもって取得できる形にしたいと考えている。実務経験を経ることの必要性は理解できるが、実務経験を経るために、身分が必ずしも安定的でないということにするよりは、むしろ学芸員になったあとで、現場で研修ができるような体制を整える必要がある。このため、今回の法改正では、現場における研修が充実できるような条文づくりを検討している。同じく、報告書の中で提言されている上級学芸員制度についてだが、これもまず大学院における講座や科目の充実を行うことが優先されるべきで、資格制度を設ける前に大

学院における学芸員養成課程を充実させることが大切である。こうした大学院での取り組みは同時に高レベルの現職研修の機会にもなり、このような体制を作った上で、将来的に考えていく必要がある。

それから「グローバル化を視野に入れた博物館活動の展開」だが、2007年のウィーンでのICOMの総会でも世界の博物館はよりハイヤースタンドを求めていく動きになっている。日本だけが学部卒だけで十分だという時代ではなくなってきている。世界のレベルにあわせて専門性を高めていかななくてはならない。そのためにも大学および大学院での学芸員養成課程をより質の高いものにしていく必要があり、国際的な視野で、世界を見据えた活動が望まれている。ウィーンのICOMの総会でも、その前のソウルの総会でも、日本の博物館協会はこれといった主張はしていない。ICOM総会などで、日本の博物館界としては、こう思う、世界の中で日本の博物館はこういう役割を果たすべきだ、というようなことにしたい。そうなれば、世界が日本を見る眼も変わってくるし、日本の文化レベルの向上にも繋がる。

次に「専門家集団としての第三者機関への期待」であるが、もう何でもかんでも国が行うという時代ではなく、博物館界自らが色々な動きをしていく時代である。まさにその専門家集団として第三者集団、博物館としての自主的、自立的な動きを期待したい。

最後に「行政主導から博物館界・利用者主体へ」だが、理想を言えば国が指示して行うのではなく、博物館関係者が望んだ上で世間に向けてアピールしていく、そうした動きがある中で、国がそれを後押ししていく。もしかしたら、「博物館法」が不用な時代が来るのかもしれない。「博物館法」がなくても博物館関係者が自らいろいろな形で提言し、運用していく。それに対して国が必要なサポートをしていく、という動きになればいいのだが、当面は「博物館法」というバックボーンが必要だろうと思う。そのための整備は図っていかうと思うが、将来的には博物館界が自立し、自主的に動いていくことで世界に冠たる存在になることを期待したい。

いろいろと提言を貰いながら、それらを法改正に反映できないことを心苦しく思っているが、50年ぶりに法改正の機会が出てきたことは貴重なことであり、この火を絶やさずに関係団体、関係学会が色々な提言をし、日本の博物館が少しでも良くなることを期待している。

[討論 I・II]

■社会における博物館の役割・存在意義再考

■「博物館登録制度・学芸員制度改革・今後の博物館の在り方」

●端 信行（日本展示学会長）

日本展示学会の端信行会長は、博物館は、市民意識の成長の場として機能すべきであり、博物館は教育の場ではなく、社会教育概念を大きく超えて、市民が市民として成長する場であるべきである、として、学芸員の仕事や在り方、博物館制度の在り方などもこうした視点からくみ上げていくべきではないか、との発言が印象的であった。大学での教職コースに博物館活用についての内容が設けられる必要性についても触れ、大学生の博物館体験が現状では、あまりにも貧困であり、大学教育の中で、博物館の利用法や利便性について、もっと多くを伝え、教員自身に博物館が身近に意識されるようなカリキュラムの提言がなされた。

(発言要旨)

- 最も重要なことは、博物館と利用する人々との関係性である。
- アメリカ社会やヨーロッパ社会では市民意識との関係性の中で博物館が位置づけられ、市民意識の成長過程と結びつけて博物館を捉えるようになってきている。市民意識の成長の場としての博物館の在り方が重要である。
- 博物館は教育の場ではなく、市民が成長する場である。博物館の仕事はレクチャーやティーティングではなく地域の人たちが博物館を利用する面白さとか利用の仕方とかが重要なのである。



端氏

- 色々な人が博物館を利用するようになると学芸員の仕事よりも学芸インストラクターの仕事の方が多くなっていく。私が館長を務める「兵庫県立歴史博物館」は教育委員会の所管する社会教育法に基づいた博物館法の県直営の博物館で、教育の場として位置づけられてきているが、現在、大きな曲がり角にきている。
- 私は、展示学会の会長を務めているか関係から「展示」に関して言っておきたい。日本の博物館は内部に展示工作技術を取り込んでいるところがない。工作技術を外部化している。人文系の歴史系博物館などは、展示といっても、要は「鑑賞」である。文化財を鑑賞するという点で、国立博物館などはその典型である。展示デザインはメッセージであるから「メッセージとの対話」が博物館にはあるべきで、そのことが市民意識の成長と関係してくる。
- 大学での学芸員養成課程は、大学生を博物館に近づける役割を果たしている。そこで難しくすると、学生たちがミュージアムから逃げていってしまう。博物館の将来の利用者のことや成長した市民の育成などを考えれば、裾野は広げておくべきではないか。大阪市自然史博物館の山西館長も同じことを言っていたが、大学の学芸員養成課程は基礎入門でいい、むしろ大学院の課程で上級の学芸員資格を習得させる、大学院としての博物館学コースを設ける必要がある。広報、マーケティング、サービスマネジメントなど博物館運営に関する課程を設けることが望ましい。
- 学芸員の名称と処遇であるが、私の所属している県博（兵庫県立歴史博物館）でも学芸課に所属しているから学芸員なのであって、身分は完全に行政職である。同じ県の中でも社会教育課のなかにもう一つ「人と自然の博物館」という博物館があるが、ここは県立大学の教員が研究職として勤務している。1県でも色々なバリエーションがある。ましてや、全国に色々な例がありすぎて博物館と一言でくくり議論するのも大変である。
- 「日本展示学会」としては、「展示」が学芸員の仕事と関わるので、学芸員が「展示」にどこまで関われるのか。日本の博物館は「工作部門」を持っていないので、工作部門を外部化したときには、学芸員は何をするのか。そのへんの関係がハッキリしない所がある。
- 現在のように財政が逼迫すると「展示」に金をかけられないようになる。そうなるケースの中にモノ

を並べるだけ、ということになってしまう。それでは何のメッセージにもならない。それも国立博物館のように重要な文化財が展示できれば「鑑賞展示」ということになるが、私の勤務する県立博物館ではそうはいかない。そうすると「庶民資料」をケースの中に入れる、という事態が起こる。一般の人が普段使っているものをケースに入れてどうする、と思うのだが、かけがえのない資料であるとか、盗られたらどうする、壊れたらどうする、という議論を現場ではやっている。「展示」一つとっても「学芸員」の果たす仕事の限界と役割が日常の問題として関係してくる。そう捉えると「学芸員資格」の問題も、紋切り型での議論でもなさそうに思う。大学と実習現場の博物館との連携の在り方も大切になってくる。

- 博物館といえば、つい公立に偏った議論をしがちだが、私立博物館の地域における公共性を意識しながら「登録問題」、「学芸員資格問題」をどのように進めていくべきか。住民から見れば、私立であれ公立であれ、利用度は変わらないのだから。これからはいくつかの博物館が連携し、ある役割を果たすことが望まれる。
- 教職コースの中に博物館をどのように利用するか、という内容はないのか。学校教師が博物館を現実にもどう利用するか。学校教育の現場で、例えば遠足などで博物館を利用する時に教師自身ができるのか。教職課程のなかで、博物館利用についてもないというのは現場では困る。
- 博物館を運営する専門家を育成するとなれば、やはり大学院でキチンとやるべきである。博物館学の専門コースを設ける必要がある。

●鷹野光行（全日本博物館学会会長）

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の委員を務めた全日本博物館学会長の鷹野光行氏は、生涯学習社会の促進に向け、国家を挙げて取り組もうとしている現状にあって、博物館行政サイドは有効な施策をとろうとしていない、として文科省の取り組み姿勢に失望感を露にした。

（発言要旨）

- 公的な場で文科省の栗原さんから、博物館法改正の見通しを聞かされ、非常にショックを受けた。この分野に関しては、私にとって失われた8ヵ月だった。何をしてきたのだろうか、といった絶望



鷹野氏

的な思いを持ってしまった。もっと頑張りたい。もっと根本に戻って、何のために博物館を良くしようとするのか。「教育基本法」が変わったからといったきっかけは、それでいいが、博物館が良くなれば我々の生活がどのように良くなるのかを踏まえれば、折衝の仕方でも変わってくるのではないか。

- 先ほどの岡本全勝さんの話の最後のところで、世の中を変えるには経済的な活性化によって良くして行く、もう一つは「別の道」があり、もう一つは「公」が頑張るといことが言われた。「もう一つの別の道」に、我々の生活の基盤の文化を見直し、発展させていくという話があった。そのところを踏まえていくことが世の中を変えるきっかけになるのではないか。生涯学習政策局が担う生涯学習は、国の政策の大きな柱で、生涯学習振興法に結びついたのではなかったか。経済的な活性化に繋がるのが「規制緩和」と「地方分権」なら、こちらは「生涯学習推進」という旗印を掲げ、それが我々の暮らしを良くする理念なのだとすることを踏まえるべきではないか。「生涯学習推進」は、博物館にとって大きな旗印になるものだ。
- なぜ法改正をするのかの理由に、これまでの矛盾を解消することも意図していたのではないか。国立、独法立の博物館を「登録博物館」から、はじめから外すことは納得できない。
- 私の大学では、教職科目の中の「社会科教育論」で博物館の利用について話している。実際には小中学校の「学習指導要領」の中に博物館の利用について書かれてある。美術でも「鑑賞教育」の中で美術館を利用することが書かれている。
- 大学での学芸員養成の中でよく言われることだが、博物館の理解者を増やすことに効果があるという

評価があるが、ファンを作るのに資格を与えることはない。資格を与えるということは、そこで働ける人を養成するということなのだから。

- 大学の開設が盛んだが、それらにはほとんど学芸員養成課程がある。実際には実習が必要となってくるのだが、雨後のたけのこの所は、ある程度使える学芸員の養成のことを考えれば実習ができなくなってもいい、というくらいに考えてもいいのではないか。
- 大学での学芸員養成課程の履修単位は12単位だが、大学によればもっと多くの単位を課しているところもある。お茶の水女子大学は15単位。現在の実習3単位のうち1単位は大学における事前指導、事後指導に課しているわけで、実際に博物館で行わなければならない実習は2単位、2週間である。大学には、博物館に実習生を出す責任をみさせることが必要。
- 基本的に学芸員の養成は大学院で行うのではなく、学部でしっかりとした基礎を身につけたものを作っていく、それを学芸員の資格とするということだと思います。大学院はプラスアルファをつける。毎年、学芸員になりたいという学生が出てきて相談に来るが、現実問題として大学を卒業して、すぐに学芸員になるというのは夢物語であると言っている。学芸員という資格にチャレンジする機会があれば儲けもので、どうしても学芸員になりたいければ5年ぐらい待つつもりになりなさい、その間に大学院に行き、専門性を身につけるのがよいと進めている。
- 私が勤務した2番目の場所で「社会教育主事補」という辞令をもらった。同時に貰った名札には「学芸員」と書かれていた。要は発掘調査要員なのだが、勤め先の役所の課長に「私は学芸員の資格は持っていない」と告げたが「いいんだ」ということで、驚いたのが最初だった。その後、現在まで学芸員の資格を持たないまま来ている。多分、これからの学芸員養成の中には、私のような存在はいてはいけないのだな、と思い始めている。
- 私のいた現場は発掘現場で博物館の現場ではなかった。ただ、学芸員出身者が担当すればいい、ということではない。学問的素養を経て論文を書くことができ、学生の指導もできるようでなくてはならない。また今でも、「博物館学」と「学芸員養成」は別だと思っている。
- 「学芸員養成」のなかで何をやっていくのか、については「新しい時代の博物館制度の在り方について

て」に書かれている。さんざん議論を重ねた上で出した方向性なので、例えば、専門分野に関する研究能力、資料等の展示や収集、保管等の実践技術、高いコミュニケーション能力、このコミュニケーション能力を大学で身につけるには、どのようにするのか良く分からないが、そういうのがあって、教育活動を展開できる能力、資料の情報をキチンと利用者に伝えることができることがコミュニケーション能力のことだと思うが、それから一連の博物館活動を運営管理できる能力、これらを学芸員の養成の中で考えて行きたいと思う。

●大堀 哲 (JMMA会長)

JMMA (日本ミュージアム・マネジメント学会) 会長の大堀哲氏は、地方都市における博物館の存在理由とその価値形成について述べるとともに、博物館を地域経済の活性化に寄与する観光産業のインフラの一つとして位置づける視点も必要であることを強調した。さらに、その政策実現を期待されている博物館が、首長部局所管の指定管理者制度下にあるとも、その活動の質、レベルによっては「登録博物館」に認可されるべきだと主張した。また、大学における学芸員養成については、その指導に当たる教員の質、レベルの問題を指摘し、大学改革全体の中でこのことを議論することが必要であることにも言及した。

(発言要旨)

○私は国立科学博物館から大学に異動し、平成17年11月開館の長崎歴史文化博物館に勤務している。8年ぶりに博物館の現場に復帰してその環境の様変わりを痛感し、机上論では地域にしっかり根付



大堀氏

いた経営は困難であることも認識させられている。恵まれた国立の博物館の中でぬるま湯に浸っていたといわざるを得ない。

- いま、博物館の現場にあって、博物館の存在理由を常に意識していかなければならないと考えている。経営次第で淘汰されてしまいかねない状況の中では、当然のことではあるが自らの博物館の存在理由は何であるかを絶えず念頭においた経営が求められるということである。大切なことは、「経営の自立」だと思う。
- ここ2年半ほど施設も学芸員等「人」も、その管理運営が自治体から民間の指定管理者に委任された、全面的・本格的指定管理者制度による博物館であり、その意味で全国初の博物館の経営責任者として責任の重さを感じている。自立した経営基盤の確立、効率的・効果的な管理運営、レベルの高い学芸活動、利用者満足の実現等は不可欠である。社会全体が多数性、多文化性へと進む中で、博物館の運営・経営も多様または多文化であることを前提していかなければならない。ネットワークの構築、利用者との関係性、水嶋常磐大学大学院教授らの努力で前進しつつある博物館評価の問題等、我が国の博物館界の課題は山積している。
- 文化資産としてのモノを保存する価値保存型博物館は大切であるが、貴重なモノをストックすることでその博物館の価値があがるというよりは、そのモノを使ってどのような情報をフローしているのか、地域社会に対してどのような貢献をしているのか、そのことが評価される時代になっている。次代に向かって「価値創造型博物館」を目指して行きたい。
- 「博物館法」の改正問題について触れたい。首長部局所管(文化振興課担当)の長崎歴史文化博物館は、幸いにも文化に対する知事の理解があり、予算的にも、また博物館活動に対する支援体制も整備されている。地域振興、地域経済の活性化への寄与なども博物館のミッションの一つである。従来 of 活動のレベルに比べて勝るとも劣ることはない博物館が、首長部局所管ということで「登録博物館」から除外されたり、科研費の申請すら出来ないというのは甚だ合点がいかない。このようなことでは我が国の博物館界の発展はない。知恵を出すべきである。
- 学芸員の養成について述べたい。学芸員の資格取得は大学以外に試験認定や博物館講習などがあるが、大学で取得する人が圧倒的に

多い。しかし、現在の大学学部での取得は12単位で、専門性を深めることはもとより、博物館学の基本もきちんと習得するのは無理で、精々基礎資格であろう。問題は学芸員を養成する指導者の質である。先ほど職業倫理基準や行動基準の話があったが、専門性の問題以前に職業人としての基本、エチケットなどを養う必要がある。なぜそれを大学でか、という疑問はあろうが、そうせざるを得ない実情ではないか。そのために大学の教員自身、研究者であることとあわせて教育者としての資質を磨く必要がある。真に専門性、実力を備えた学芸員を養成するのは大学院になる。ただし、それを整備している大学は極めて少ないのが現状である。

- 昨年5月のJMMA年次大会で、学会や協会等の大同団結、連携の強化の必要性を提唱した。JMMA設立の背景には、我が国の博物館の停滞の要因にマネジメントの視点が欠落していること、啓蒙主義から学習支援への発想が必要であること、地域社会や利用者満足の実現に視点を当てること、マーケティングやネットワーク構築、リレーションシップづくり、資料の保存・活用に関するマネジメントの視点の必要性等、いわばこれからの我が国の博物館界の発展のために「変革」必要であり、それらについて学術的、実践的な研究が急務であるという考え方があった。
- 確かに学会設立時点では「ミュージアム・マネジメント」に対する博物館関係者の理解はなく、それは財政的な問題だろう位の認識だった。しかし、平成8年に文部省で学芸員養成のカリキュラムに「ミュージアム・マネジメント」の用語を取り入れ「博物館経営論」の科目を設けた。いまや、ミュージアム・マネジメントの意味するところは広範で、資料の収集・保存、調査研究、展示・教育等々、博物館活動万般に亘ってこのマネジメントの視点は欠かせないものと認識されるに至った。
- 指定管理者制度の導入時点でもそうであったが、現在の博物館法改正の問題などで現場の声、学芸員などの声が必ずしも大きい声となっていないのは残念だ。例えば指定管理者制度の場合、導入が決まった後で様々な批判やクレームが出された。そのころは2段階、3段階も先に進んでいる。今や、この制度を活用し、いかに博物館を前進させるかを考えるべきときだ。
- このような重要な転換期を迎えている博物館界、今後の我が国の博物館の進むべき方向を真剣に考

えるとき、広い視野に立って関係者の連携・協力、団結を図っていかなければならないことをあらためて強調しておきたい。

■今後の「博物館法改正」の日程等について

栗原祐司氏

(文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学習活動推進室長)

今後の法改正の動きだが、エントリーは終えた。「博物館法」単独だと難しいので「社会教育法等の一部改正」ということで「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」の3本で改正法を出すということで、内閣法制局はクリアできた。年末から来年にかけて具体的な条文審査を行っていく中で、2月末までに閣議決定ということになる。後追いにはなるが、文科省の法律は中教審の答申を経るという仕組みになっているので12月下旬に中教審の答申案がでる。それをパブリックコメントにかけて2月くらいに中教審の答申が出る。その答申の中に具体的に「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」の法改正にかかる内容が書き込まれることになる。それを受けて閣議決定された場合、その後は予算関連法案など重要法案から先にやっていくので、5～6月くらいに国会で審議ということになるだろう。法改正が終われば、それを踏まえて省令なり告示なりの改正にかかってくるので、これからの1年が正念場となる。その際、学会からの要望書があると有効なので、追ってお願いしたい。

細かな点だが、「図書館法」、「社会教育法」との関係で、2条で「デジタル資料」が今読める形になっていないので、読めるような形で入れようと思っている。また、「学芸員の研修」に関する規定。「博物館の自己点検、自己評価」の関係の規定、これは多分努力義務規定にしかならないと思う。それから「博物館の情報提供」に関する規定などを入れていく予定である。いずれにしろ、財政負担がともなうので義務にはできないが、努めるものとする、と明確に条文に書くことによって各博物館が実際に取り組んでいく体制を作りたい。これらがどこまで法制局との関係で生き残るかは分からないが、これを第1歩として博物館法の改正、博物館体制の整備に努めて行きたいと思っているので、3学会の協力をお願いしたい。

(※注) その後、法案は2月29日に閣議決定され、国会に提出された。

■海外の博物館制度と倫理等について

水嶋英治（JMMA理事・常磐大学大学院教授）

イギリスでは博物館協会がレスター大学やロンドンシティ大学等と連携し活動している。学芸員養成制度について言えば、ホップ、ステップ、ジャンプに例えると、第一レベルのホップは学部レベル、ジャンプが上級とすれば、今まではステップを外して、いきなりジャンプに飛んで行くような雑駁な議論をしていた。そういう視点からすれば、大学院レベルの制度設計をきちんとして、ホップ（大学）、ステップ（大学院）、ジャンプ（上級資格）を考えた方がいいのではないかと。栗原室長が韓国の博物館事情を話されたが、「韓国博物館協会」の傘の下に色々な倫理委員会とか政策委員会ということを行っている。日本で言えば、「日本博物館協会」とかこのような学会連合のような形の傘の下に緩やかな連携をして、同じような方向を向いて議論することが必要である。

先ほど、岡本審議官の話聞いて思ったのだが、博物館界が肩身の狭い思いをしていることが証明されたように受け取った。イギリスなどでは、「激変する博物館」といったペーパーに書かれているが、イギリスの博物館界が総力を挙げて作ったマニフェストがあり、「ハブ」という拠点館を置いて再編している。日本の博物館界も社会構造の変化とともに文化政策の見直し、あるいはミュージアム・ライブラリー・アーカイブなども再編していく必要があるように思う。例えば、市町村合併の問題もあり、同じパイを分け合うと、どうしても競争になってしまう。競争にはいい面もあるが、弱小の業界で競争していても話にならない。緩やかな連携を目指すべきである。具体的に言えば、コレクションの流通をもっと自由にできるようにする。国立、公立、私立といった垣根を越えてコレクション資料の流通が可能な制度設

計を行う。もう一つは、人材の交流である。国家公務員と地方公務員を同じレベルのものにする。フランスでは10年かけて直している。我々の取り組みも10年かけて行うこととして考えなくてはならない。

今日、このようなフォーラムを行うということで、韓国の博物館協会長にメールをしたが12月18日に韓国とベトナムで同じようなフォーラムを開催する、というニュースが返ってきた。

栗原室長からICOMの話がでたが、アジアのリーダーといわれてきた日本が中国や台湾から一歩も二歩も遅れてしまっている、というのが正直な印象である。中国ではオリンピックの関係で数千館の博物館を建設するといわれている。規模とお金等を比べても、ここで団結しなければリーダーから落ちこぼれていくのではないかと。

構造改革は必要だと思う。博物館について言えば、設置者責任という言葉を生み出した。設置者、つまり行政も含めて考えなくてはならない。評価についても博物館や学芸員が評価を受けるのではなくて、行政も評価の対象になるのだということである。設置者は産みっぱなしではなく、養育費を払う必要がある。経営者という館長が不在の博物館もあり、指定管理者制度のように運営を指定管理者に任せるところもある。マネジメントの経営責任ということと設置者のガバナンスが重要で、アメリカではこのガバナンスがしっかりしている。ボードのメンバーがしっかりしている。このガバナンス、マネジメント、オペレーションの3つが揃って初めて質の良い博物館ができる。経営責任についてさえも館長不在の博物館が多くあるわけで、まずは経営責任をきちんと果たした上で、設置者責任、ガバナンスについて考えていかなければならない。これらのことは、アメリカ博物館協会がしっかりやっており、2008年3月には報告書も出る予定である。ガバナンス、マネジメント、オペレーションの三角形の構造を作るためには自主基準をつくる必要がある。自主的にプランを立てて一つの旗の下に皆が同じ中心を向き、同じベクトルを向くということが大事ではないかと思う。

[質疑応答・意見等]

意見（島津氏）：

鷹野さんが、この8ヶ月間は何だったのか、との気持ちを吐露された。社教審の委員を務めた20年前、私も同じような経験があった。当時と同じような繰り返しに終わらないためにも、委員の報告を真摯に受け止め法案に反映して欲しい。



水嶋氏

意見（森田氏）：

学芸員の養成に関して、一般教養としての博物館と専門的な職業教育としての博物館専門家は分けるべきである。我々が考えなければならないのは、職業教育についてであるが、現行の博物館法にある学芸員補の資格は大学入学資格のある者になっているが、高学歴者でない優秀な人材にも門戸が開放されている必要があるのではないかと。

質問：

神奈川県で博物館で学芸員を勤めた経験をもつが、文部省の学術局から科研費をもらい研究したことがある。博物館と科研費を担当する学術局との関係について説明してほしい。

回答（鷹野氏）：

博物館を所管する生涯学習政策局と科研費の窓口は異なる。ただ、科研費のなかに「博物館学」という枠で申請ができるように、学会（全日本博物館学会）が中心となって運動を起している。科研費の申請項目に「博物館学」の項目が継続して維持されるようJMMA、日本展示学会にも賛同してもらい、ともに文科省に働きかけを行って欲しい。

意見（高橋氏）：

「博物館法」の改正が難しいのであれば、告示や省令等でレベル維持を図るようにはできないか。例えば、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）などで、この基準を「博物館法に定める登録要件に係る審査基準」とするなど、実効性のある措置はとれないものか。教育委員会所管の公立の博物館の多くが、博物館類似施設であることを考慮すると、税金の無駄使いを避けるためにも是非、お願いしたい。

質問（若月氏）：

正式には、学芸員とは「登録博物館」に籍を置く学芸員のことを指すのだが、その使われ方が問

違ったままにある。展示会社に博物館設置者である行政がコンペやプロポーザル等で求める書類のなかにも企業の「学芸員数」があるが、おかしいのではないかと。きちんとした資格として確立していないのではないかと。

意見（森田氏）：

学芸員の資格が乱用されているところに問題がある。東京都では、発掘要員に対して学芸員という資格をだした。明らかに博物館法の違反であるが、行政指導もなかった。職業倫理としても明確化する必要がある。

意見（土屋氏）：

「博物館法」には「博物館に専門的職員として学芸員を置く」とあるが、市町村の博物館では「専門的職員」の存在は、言葉だけで実体がともなっていない。博物館の専門職員とは、「研究職員」として発令され、研究職独自の給与表のもとに専門職として位置づけられる。しかし、研究職があるのは、都道府県や政令指定都市ぐらいで一般の市町村では、研究職給与表をもっていない。したがって、一般行政職員で採用されて、資格を持っているから学芸員として発令を受ける。またもう一つのルートとして「特認採用で学芸員としての採用」の道がある。この場合でも研究職給与表がないので、一般行政職員とされる。この辺の曖昧さが、市町村の学芸員の身分を曖昧なままにしている。折角ですので、このたびの法改正にあわせてこの曖昧さも解消するようにしてほしい。

質問（堀氏）：

登録博物館制度で新たな仕組みが提案されている。なかでも第3者機関の設置は国との関係においてどのようなものになるのか。学校教育と同等、それ以上に重要な博物館行政に対して、国は第3者機関等をどのように位置づけ、どのような関係を持つことになるのか。

回答（栗原氏）：

学芸員補の資格（任用基準）を変えるべきではないかと、との質問に対しては、この「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」には出ていない問題だが、十分に検討していくべき課題と認識している。司書資格など社会教育関連とのバランスも考え対応していくことになる。学芸員を専門職と位置づける問題については、文科省としては、各地方自治体においてできるだけ学芸員が研究職として研究職給与表上に位置づけられるよう努めてもらいたい。今回、「上級学芸員」を制



高橋氏

度化するという提言に対し、都道府県の中には既に、「主任学芸員」や「主席学芸員」等の職階を設けていることもあり、さらに国があえて「上級学芸員」のように同じような資格をつくると現場が混乱してしまう、との指摘が多くあった。国が新たに資格を設けたところで、地方公共団体がその資格にあわせて急に給与を上げたりすることもないだろう、ということなどもあって、今回は見送った。この問題に対しては、設置者の方が学芸員の処遇（資格、給与）を上げていく努力をする、その努力を文科省が促していくことが重要だと思う。また、この問題は、国だけではなく、こうした学会関係者が声を高くして要請していく問題でもある。科研費の問題については、側面支援を行って行きたい。「公立博物館の設置及び運営に関する望ましい基準」（昭和48年11月30日文部省告示）は、平成15年6月6日に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が出て改正されているが、この基準を登録の基準にするということは、「博物館法」16条で明確に否定している。すなわち、「博物館の登録に関して必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める」とあるように、登録もそれに際する基準も、都道府県の教育委員会が定めることになっているので、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が、登録の基準にはならない。「望ましい基準」を国が定めることにより、各都道府県が登録基準を作る際の参考にしてもらうという効果はある。その意味で、今の望ましい基準よりも質的に踏み込んだ内容のものにしたい、と思っている。この先は、個人的な意見になるが、「共通基準」以外に、動物園、植物園、科学館など館種別の望ましい基準を作り、各都道府県が作る基準に反映できるような形で努力したい。

質問（森田氏）：

新しく改正される基準も「望ましい基準」ということか。「望ましい」という言葉を入れたことで努力目標になってしまい、基準にはならなかったのだが。守らなくてもいい基準になってしまった。

回答（栗原氏）：

それはまさに規制緩和の要望の中で、そのようになっている。現在、社会教育施設で3つ基準がある。「博物館」、「図書館」、「公民館」だが「博物館」、「図書館」、には「望ましい」がついているが「公民館」にはついていない。その理由は、「公民館」は100%公立のため。「博物館」には民間立も多いので、新たな基準は私立まで含めた基準作りにできないか、と考えている。

第三者機関についてであるが、先進国としての国の状況として、国があれこれと決めることは望ましくない。韓国では、学芸員資格を博物館協会が認定して出す、という動きもあると聞いている。国がなんでも決めるというよりも、博物館の自主性を高める方向に行かざるを得ない。

○まとめ

水嶋英治（JMMA理事・常磐大学大学院教授）

計画では3学会の「草稿委員会」をつくり、学会宣言である「東京北の丸宣言」を発表したかったのだが、今後は3学会の要望書という形でまとめたい。今年（平成19年）11月の全国博物館大会でも、全日本博物館学会からの要望で、大会決議の中に「科研費」のこゝを入れた。学会や関係者が協力、連携する必要性を感じている。

（編集責任：高橋信裕/JMMA事務局長）

東京北の丸・科学技術館で行われた「これからの博物館を考えるフォーラムー考えよう！博物館の未来ー」は、その後、会場を北海道に移し、「これからの博物館を考えるー博物館法の改正に向けてー」のタイトルのもとに、小樽市総合博物館を会場に2月22日（金）、フォーラムが開催された。主催はJMMAと北海道博物館協会の合同によるもので、JMMAからは北海道支部長の土屋周三理事が中心となり、企画と運営がなされた。フォーラムは、北海道博物館協会の丹保憲仁会長の開会挨拶の後、東京から駆けつけた栗原祐司文科省地域学習活動推進室長や鷹野光行お茶の水女子大学教授、高橋信裕JMMA事務局長等が討議に加わった。本格的な冬の季節にもかかわらず、多くの博物館関係者がつめかけ、夜の交流会も盛会のもとに終えることができたが、翌日の悪天候が空路のダイヤを混乱させ、鷹野教授、高橋、齊藤事務局次長の帰京予定が、25日（月）までずれ込んだ。その間、土屋理事には大変にお世話になったことを、付け加えておきたい。

（高橋信裕）

論考・提言・実践報告

ミュージアム情報管理と学際的広がりを考える：

—全国埋蔵文化財センター デジタル・データ調査と アクト考古学について—

東京都埋蔵文化財センター
五十嵐 彰

フィレンツェ大学教育・科学サービス
(PIN, The University of Florence, Italy)

杉本 豪

1) 情報管理とIT化の現状

近年ミュージアム・マネージメントにおいて情報管理が大きな軸のひとつとなっている。IT（情報技術）の急速な発展によって、あらゆるデータがコンピュータに記録・保存されるようになってきているのは明らかである。その範囲は一般的な事務作業から、経理・財務管理、顧客管理、ドキュメンテーションと収蔵品データベース、さらにはタッチパネルによる双方向展示、3Dによる復元展示、ミュージアムDVDの販売、ウェブサイトの運営に至るまで多種多様にわたる。このようにデジタル化された情報が非常に身近なものになってきたにもかかわらず、実際ミュージアムにおいてどの程度コンピュータ化やデジタル化がすすんでいるかという研究はあまり多くない。有名なものとしては、2001年から2005年まで刊行された「日本デジタル・アーカイブ白書」がある。ウェブ調査およびアンケート調査の結果を軸に、美術館・博物館他、図書館・公文書館、研究機関、自治体・公共団体のアーカイブの状況を詳しく報告している。残念ながらの推進協議会の活動は終了してしまったが、文化遺産情報のデジタル化の概要を明らかにした功績はおおきい。海外に目を移すと、やや古いがCHIN（Canadian Heritage Information Network）がカナダの博物館のIT利用および文化財専門家のインターネット利用についての調査を実行している（Thomas Wendy 2000; Minister of Public Works and Government Services Canada 2001）。しかしながら、ウェブ上で広く公開されたこの手の調査・研究は限られている（他の調査については杉本 2007、杉本・五十嵐 2007などを参照のこと）。

これらの詳細については読者に委ねるとして、今回本稿で扱いたいのは考古学に関する情報管理の状

況である。疑う余地もなく、考古学の分野でもコンピュータ利用の波は拡大している。デジタル機器による測量から、衛星画像の利用、遺跡や遺物データベースの作成、ウェブGIS（地理学情報システム）による遺跡地図の情報公開、3Dスキャナーによる遺物の自動整理およびアーカイブ化、発掘報告書のデジタル化など利用法は無数に考えられる。しかし、ミュージアムと同様にその実態は灰色のままである。ただし、より問題が大きいのは、考古学情報の特異性にもよる（杉本 2006）。発掘した遺跡は元に戻すことができない。そのため、発掘では、できるだけ多くの情報を収集しなければならない。また、得られた情報を失うことは、人類の歴史を永久に消去することを意味する。しかしながら、毎年8000件を越す発掘調査が全国各地で行われているため、調査報告書の出版・収集・保存もままならないのが現状である。情報量に関して言えば、三次元空間に散らばる無数の遺物・遺構の情報の存在を考えれば、極端に増加することのないミュージアム情報の比ではないだろう。さらに問題なのは、美術の専門家を中心にミュージアム関係者のIT利用の関心は比較的高いのに比べ、考古学はいまだ伝統的な部分が多く、とりわけドキュメンテーションという視点は軽視されてきた点である。考古学情報およびそのデジタル化・IT化の現状もわからないまま、膨大な量の情報（近年はその多くがデジタル・データ）だけが毎日蓄積されているのである。

さて、本学会が学際的な活動を目指している限り、全国のミュージアムに多くのコレクションを有する考古学分野との連携は非常に重要であるといわざるをえない。本稿の目指すものは、こうした考古学における情報化の状況をミュージアム関係者に紹介するとともに、情報管理における将来的な協力のための議論を促すことにある。次章において、考古学における情報管理、デジタル化、IT利用の現状を俯瞰したいと思う。

2) 全国埋蔵文化財センター デジタル・データ調査 2-1) 調査概要

前章での問題点を踏まえて、杉本と五十嵐は、2005年冬から翌年春にかけて、「全国埋蔵文化財センター デジタル・データ調査」（http://www.chiron-training.org/go_sugimoto/digital_survey/）を実施した。埋蔵文化財センターは日本考古学の核を占めており、本調査は考古学情報の実態を浮き彫りにすることを目的とした。情報調査は、二部構成となっ

ており、第一部ウェブ調査と第二部アンケート調査がある。第一部では、埋蔵文化財センターがどのような情報をインターネット上で公開しているかという点を明らかにした。第二部は全国140の組織に電子メールにてアンケートを配布し、組織における考古学情報の作成・利用・公開・保存およびIT化の状況を尋ねた。また、同時に個人用アンケートも配布し、現場個人における考古学情報の作成や利用および、IT利用の現状と意識について尋ねた。本稿では、紙面の都合上、調査の紹介にとどめ、ごく一部の結果のみを報告したい。ただし、両調査の中間結果はウェブサイト上で確認可能である。また、詳細分析に関しては、杉本 2007、杉本・五十嵐 2007、Sugimoto 2007, 2008などを参考にしてもらいたい。

2-2) ウェブ調査結果の一部

様々な角度からウェブサイトの情報内容を検証したが、ここではそのうち3つを紹介する。

埋蔵文化財センターも近年情報公開が声高に叫ばれ、各種イベントを開催し市民参加を促進している。図1はイベント情報の掲載率を種類別に調査した結果である。全体として関係者の関心は非常に高いようである。内訳としては、講演会が現地説明会を上回る結果で、ミュージアム関係では、展示情報の掲載率が非常に高かった。この点で、ミュージアムと野外考古学との学際的協力関係を強めていく必要性が読み取れる。

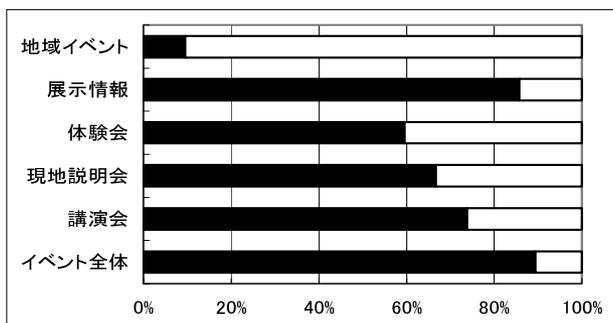


図1 イベント情報の有無

イベントに加えて、考古学の調査結果は出版物を通して公表される。ウェブ上の書誌は大きく5つに分かれるが、広報誌や現地説明会資料の掲載率が高く、本格的な研究誌の公開は制限されている(図2)。このことから埋蔵文化財センターのウェブにおける出版物公開の主対象は一般市民と言えそうである。同時に、組織によって公開状況が異なっていることも調査によって判明した。

図3は、デジタルアーカイブ白書を参照にした調

査項目だが、埋蔵文化財センター内部で作成されたアーカイブだけでなく、県内総合アーカイブに統合されている場合も対象にしている。この点は、文化遺産デジタル・アーカイブをどのように構築するかに関わる。

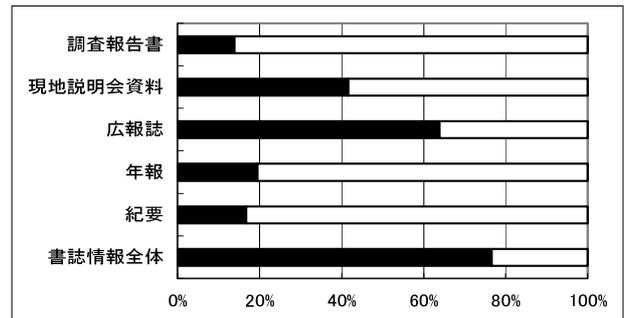


図2 書誌情報の有無

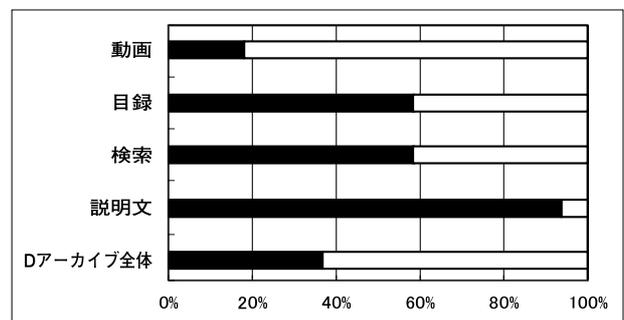


図3 デジタル・アーカイブの有無と各機能の有無

2-3) 個人・組織アンケート調査の一部

アンケートはA4で12ページ、設問数70という複雑なものであるが、ここではそのうちごく一部の結果を報告する。

各種コンピュータ・アプリケーションの利用方法を「データ閲覧」「データ入力・編集・作成」「アプリケーション・システム開発」という三点から分析した結果が図4である。事務系オフィスソフトと考古学の専門的なアプリケーションである画像処理、CAD (コンピュータ援用設計) やGIS (地理学情報システム)、校正・出版などの違いに注目していただきたい。

デジタル・データの利点や欠点については拙論(杉本 2004bおよび2005)で簡単に述べたが、本調査でもデジタル・データの保存問題と関連して扱った(図5)。回答者はデジタル・データを利用しない理由を様々挙げている。

埋蔵文化財センターにおける情報専門家の欠如に関しては、「デジタルアーカイブ白書」と同様に、非常に強い必要性を確認した(図6)。

一方、人材育成のためのコンピュータ研修に関し

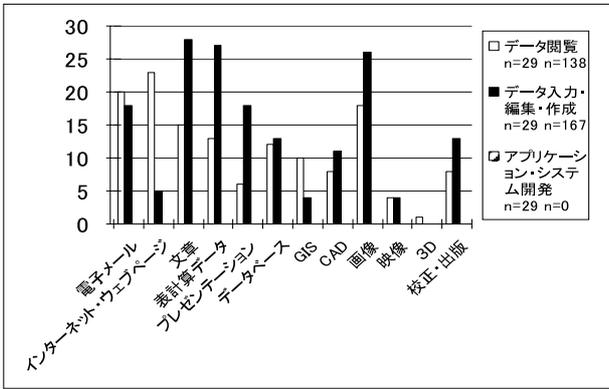


図4 コンピュータの利用目的 (個人アンケートから)

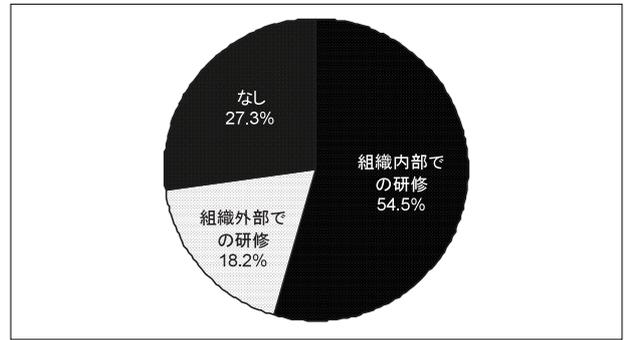


図7 コンピュータ研修の有無 (組織アンケートから)

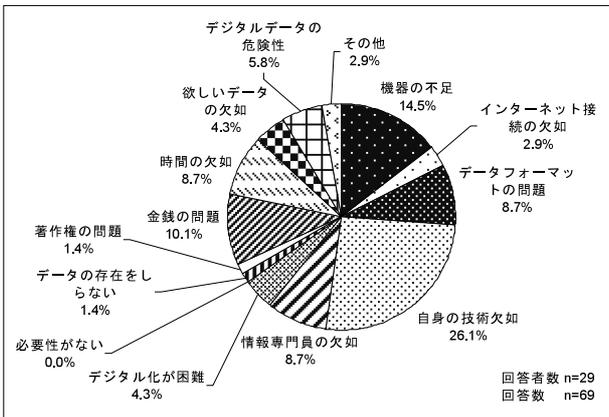


図5 デジタル・データを利用しない理由 (個人アンケートから)

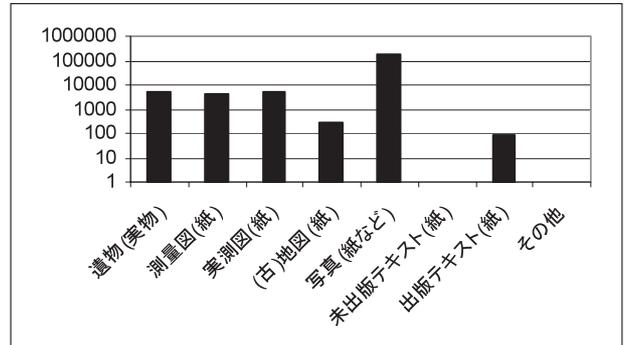


図8 デジタル化した資料の数量 (組織アンケートから)

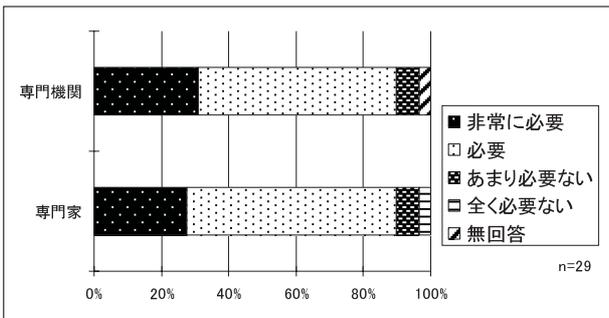


図6 情報専門機関・専門家の必要性 (個人アンケートから)

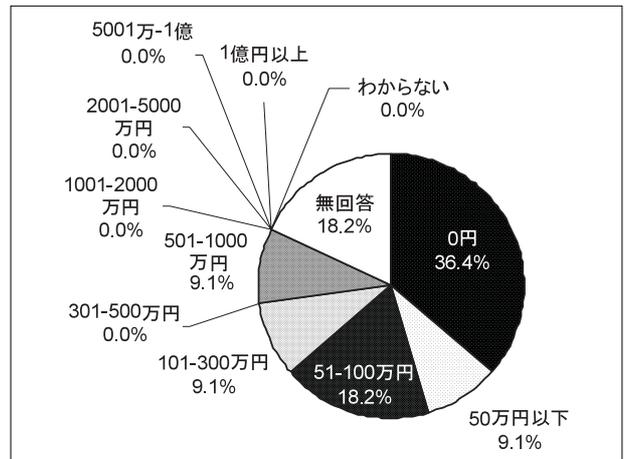


図9 コンピュータ・情報設備の年間予算 (組織アンケートから)

ては、内部・外部を含めて大部分で実施されているが、研修内容に関してはさらなる調査が必要である(図7)。

デジタル化が急激にすすむ現状を反映して、実測図や地図、写真など、スキャナーやカメラによるデジタル化に加えて、実物の遺物をデジタル化する点も興味深い(図8)。調査では他にも、デジタル化資料のフォーマットやソフトウェアの利用実態についても調べている。

設備投資は組織の規模も反映して、かなりばらつきがある(図9)。デジタル・データベースやアーカイブの年間予算の結果もほぼ同様の結果であった。両者とも0円の割合が多いことから、予算の欠如が

考えられる。しかし、「予算さえあれば、デジタル・データベースやアーカイブの構築・管理・維持は比較的簡単に一般公開できる」という設問では半数以上が否定的な回答を寄せている。つまり、適切なデジタル・アーカイブの構築には、人材の欠如や著作権など他の要素も影響していることがわかる。

3) 行動第一主義とアクト考古学

本調査によって埋蔵文化財センターに「眠る」情報とIT化、そして利用者の意識の状況がはじめて明らかにされたといってもいい。しかし、調査に関して問題もいくつか残された。まず、アンケート調査

は回収率が低かったため、統計的に有用なデータが収集できたとはいえなかった点である。調査実行上の問題もさることながら（杉本・五十嵐 2007）、埋蔵文化財センター関係者の調査内容に関する意識が低かった可能性もある。例えば、ミュージアムや美術館関係ではいくつか学会が存在し、ドキュメンテーション、情報管理、博物館学の研究が進められている。一方で、（野外）考古学分野では、情報考古学会が挙げられるが、まだまだ情報化に関する意識が高いとはいえない。

こうした調査とその背後に潜む問題を解消するために、杉本と五十嵐は調査終了直後に「アクト考古学 (ACT Archaeology)」を創設した（図10）。（http://www.chiron-training.org/go_sugimoto/digital_survey/act_archaeology_jp.html）これは有志による団体で、デジタル・データ調査の再調査を目指している。具体的には、少数による調査では時間的・経済的制約などから不十分だった調査を、日本考古学を代表するような組織に全国的な再調査を委託・提案するというものである。この提案書は、2008年2月に、文化庁、奈良文化財研究所、日本考古学協会、日本情報考古学会に送付し、現在連絡を待っている状態である。さらに提案書に説得力をもたせるため、再調査に同意する署名という形で参加者を呼びかけた。最終的に75名の参加者があり、日本、アメリカ、台湾、マレーシア、イギリス、イタリア、スペイン、ドイツ、ギリシア、メキシコ、ペルー、スウェーデン、チェコ、ルーマニア、ベルギー、オーストリア、キプロス島、フィンランド、リビア、ケニアから専門家や市民の協力をいただいた。とりわけ情報考古学の分野で活発な活動がある欧米などの海外から「外圧」をかけることで、当分野の認識を高め（この周知・啓蒙活動もアクト考古学の目的のひとつである）、再調査への結実を目的としている。提案書には、もちろん今回の調査結果も添付するので、問題点を学びより良い調査のために役立てることができる。文化庁が毎年「埋蔵文化財関係の統計資料」を出版している事実からみても、中央集権性の強い日本考古学においては、中央組織による全国調査の可能性は低いと考えている。

また我々は、海外からの参加者を考慮し、署名のオプションとして、「アクト・コミュニティ (ACT Community)」を提案している（http://www.chiron-training.org/go_sugimoto/digital_survey/act_community_jp.html）。アクト考古学参加者が望めば、ウェブサイト上で、個人情報と交換できるようにしたも



図10 アクト考古学のロゴ

のである（参加は任意）。国際的署名とはいえ、海外から日本考古学の活動にわざわざ参加する利点は少ない。そこで、同様の関心をもつ、日本および世界各国の参加者の情報を発信・発見する可能性を提供したのである。たとえば、スイスの研究者が日本のプロジェクトを発見することもできるし、日本の考古学者が中国の組織にコンタクトをとることも可能だろう。このようにして、情報考古学という分野を中心とした、緩やかで学際的・世界的な人材ネットワークの構築を目指している。インターネットに代表されるようなグローバル化が進展する状況下で、このような国境を越えたネットワークの可能性はますます大きくなっている。とりわけ、ミュージアムが扱うような文化遺産は人間の歴史の所産、世界の財産であるから、一国のみの事象で成り立つものにはありえない。貴重な文化財情報の国際的共有という観点からも、こうしたコミュニティが今後重要性を帯びてくることに疑いはない。

我々の活動が他の多くの調査と根本的に異なる点は、単なる調査で終了するのではなく、調査から得られた結果をもとに、問題解決のための主体的行動を起こした点である。その名のとおり、「行動する考古学」を実践している。アクト考古学の一つの成果として、本調査が2007年3月6日付「朝日新聞」夕刊にて「考古学のデジタル化 情報の共有に不可避」と題する記事で紹介されるまでになったことが挙げられる。また、我々は考古学という学問分野の学際性を重視しているため、本稿読者のアクト考古学への積極的な参加をお願いしたい。アクト・コミュニティは提案書提出後の現在も継続し、参加者を募集中である。より多くの声がミュージアム関係者からも集まれば、再調査実施の可能性が高まるのはいうまでもない。今回のような調査の再実行が、考古学の殻を抜け、より大きな「ミュージアムあるいは文化遺産・ネットワーク」の構築につながることを期待している。

4) 将来像のイメージとさらなるアクション

最後に、利用者からみたIT技術による情報利用や情報共有の将来像について簡単に紹介してみたい。やはり将来の情報社会についてある程度具体的なイ

メージがわかかなければ、デジタル・データ調査が扱った現在の情報化の現状を把握する必要性も理解しにくいだろう。

3Dバーチャル・ミュージアムの構築

文化財情報はすでに大量にそして、急速にデジタル化されている。デジタル化は、書籍などのPDF化から、マルチメディア・データベースの構築、実物の3Dスキャニングまで様々な形態をとっている。しかし、すべてのデジタル・データを内包できる究極のデータを3D（あるいは時間軸を加えた4D）だとするならば、映画「マトリックス」のようなデジタル世界が将来像ということになる。よって将来的な3Dによるバーチャル・ミュージアムは、現在多くのミュージアムで見られるような単体の3Dモデルのコレクションとは違うものになるだろう。マトリックスの実現に近いといえるのは、有名な3Dウェブサービスである「セカンド・ライフ」だろう(<http://jp.secondlife.com/>)。利用者が相互にコミュニケーションし、主体的・創造的に参加できる、このような巨大な文化財情報空間の構築を目指すことになるだろう。こうした3D化の動きに対応するように、ミュージアムでの3D利用がすすむ欧米ではミュージアムにおける利用者の評価研究も始まっている。

次世代ウェブと双方向情報共有

現在我々が多用するインターネットは、セマンティック・ウェブという次世代ウェブの構築を目指して急速に発展中である。W3C (World Wide Web Consortium) のウェブサイト (<http://www.w3.org/>) では、多くの事例を垣間見ることができる。これまで非常に困難だったミュージアム間での情報共有も、メタデータの活用、オントロジーと呼ばれる概念の利用によって、検索の効率化、自動処理、カスタマイズが容易に実施できるようになる。具体的には、これまでのインターネットでは表現できなかった情報の意味のネットワークを自然言語に近い形で表現することで、利用者が望む情報をいち早く検索し、これまで知られていなかったデータの関係性を発見したり、必要な情報のみを必要な時に抽出・利用することができるようになるだろう。このセマンティック・ウェブによって、我々のもつ文化財情報はデジタル方式で知識が蓄積、百科辞典化され、ネットワークで配信されるという形態をとるようになるだろう。同時に、Wikipedia (<http://ja.wikipedia.org>) に代表されるWikiやブログ、MySpace (<http://jp.myspace.com/>) などのソーシャル・ネットワーキ

ング・サービス (SNS) などウェブ2.0と呼ばれるサービスは、「利用者主体のコンテンツ」を提供しつつある。トップダウン式に作成された百科辞典ではなく、数億の利用者がボトムアップ式に動的な情報を形作る動きが盛んである。ミュージアムもこうしたサービスに敏感に反応する必要があるだろう。まだまだ著作権の問題なども大きいのが、伝統的なミュージアムによる一方通行の情報公開は終わりを告げ、双方向コミュニケーションへと変容する新たな転機を迎えているのである。

ユビキタス社会と文化情報サービス

インターネットとパーソナルコンピュータが爆発的普及した現在だが、今後は「身の回りにコンピュータを意識しない程度に普及させ、いつでもどこでもネットワーク (インターネット) につながっている」という未来像が提示されている。こうした「ユビキタス社会」の具体的なイメージは情報通信白書などに示されている。iPodを利用したPodcast (<http://www.apple.com/jp/itunes/podcasts/>) を配信するミュージアムも増え、携帯電話やモバイル機器 (あるいはウェアラブル・コンピュータ) による文化情報の発信・受信がより身近になるだろう。ミュージアムでよく見かけるオーディオ・ガイドもこうした一般機器ワイヤレス・ネットワークに取って代わるかもしれない。また、利用者の好みやレベルに合わせた情報の操作が容易にできるようになり、GPS (全球測位システム) などを利用した地理情報と組み合わせたサービスも開始されることだろう。Wii (<http://www.nintendo.co.jp/wii/>) などに見られるより直感的インターフェイスも開発され、文化遺産情報での利用も検討されている。

多くの読者にとって、これらはピンとこない将来像かもしれない。しかし、好むと好まざるにかかわらず、もはやこうした高度情報化とめることはできないだろう。提示した未来像はすでに現実のものとなりつつあるのだ。このように激変する社会のなかで、我々は現在何をしなければならないかを考える必要があるだろう。しかし、現在の日本のミュージアム・コミュニティーを考えたとき、こうした情報化・情報管理に関する議論をするしっかりとした基盤があるとはいいたい。埋蔵文化財センターの場合、現状がわからないというのが実態であった。そこで、読者の方々には、本稿を参照にして、何らかの「アクト」をしてもらいたいと願う次第である。

謝辞

全国埋蔵文化財センター デジタル・データ調査およびアクト考古学はマリキュリー・アクションズ、CHIRON (Cultural Heritage Informatics Research Oriented Network) (<http://www.chiron-training.org>) フェローシップ (MEST-CT-2004-514539) の一部として実施された。研究を快諾してくださった、フィレンツェ大学のフランコ・ニコルッチ教授 (Franco Niccolucci) およびソリン・ヘーモン氏 (Sorin Hermon) に深甚な感謝をしたい。数々の論文・国際学会での発表は彼らのサポートなしでは成し得なかった。また、EPOCH (The European Research Network of Excellence in Open Cultural Heritage) (IST-2002-507382) (<http://www.epoch.eu/>) の同僚であるアキッレ・フェリチェッティ氏 (Achille Felicetti) には心強い日常の協力をいただくと同時に、調査ウェブサイトの管理に際しお世話になったのでここに感謝の意を伝えたい。

参考文献

- デジタルアーカイブ推進協議会 2001, 2003, 2004, 2005『デジタルアーカイブ白書』デジタルアーカイブ推進協議会
- 杉本 豪 2004a「考古学インターネットサービス—英国の例を中心に、技術ではなく実践利用について—」『情報考古学』第10巻1号 勉誠出版 pp23-36
- 杉本 豪 2004b「あなたのデジタル・データは安全ですか?」『日本情報考古学会第18回大会 発表要旨』日本情報考古学会事務局 pp63-65
- 杉本 豪 2005「保存と多角的視点2」『日本ミュージアムマネジメント学会会報』No.36Vol.9 No.4 pp3-12
- 杉本 豪 2006「美術の眼—近代美術とヘリテッジのデジタルアーカイブからみた考古学情報」『情報考古学』第11巻2号 勉誠出版 pp48-62
- 杉本 豪 2007「全国埋蔵文化財センター・ウェブサイト調査報告 日本情報考古学白書 第一幕」『情報考古学』第12巻2号 勉誠出版 pp12-27
- 杉本 豪・五十嵐 彰 2007 埋蔵文化財センターにおける情報デジタル化に関する個人アンケート調査報告—日本情報考古学白書 第二幕『日本考古学』24号 吉川弘文館 pp107-122 <http://www.soc.nii.ac.jp/jaa2/journal/con24abs.htm>
- 藤谷 誠 2005「埋文センターの情報発信について」『福島県文化財センター白河館研究紀要2004』福

島県教育委員会 (財) 福島県文化振興事業団 pp101-108

- Minister of Public Works and Government Services Canada. 2001. "Information technology in Canadian museums: A survey by the Canadian Heritage Information Network" (http://www.chin.gc.ca/English/Reference_Library/Information_Technology/index.html 2007年7月30日アクセス)
- Sugimoto, G., 2007. "Face to face—A comparative study on the use of digital data in archaeology: UK versus Japan." In Hermon, S., and Niccolucci, F., eds., *Communicating Cultural Heritage in the 21st Century The Chiron project and its research opportunities*. Archaeolingua. Budapest. pp95-122. (http://www.epoch-net.org/index.php?option=com_content&task=view&id=213&Itemid=313 2007年7月30日アクセス)
- Sugimoto, G. 2008. "Triple O (Ontology of Ontology) : A Digital Data Survey for Japanese Archaeology (JAD2)" In Clark, J. and Hagemester, E. eds. 2007. *Digital Discovery: Exploring New Frontiers in Human Heritage*. CAA 2006. Computer Applications and Quantitative Methods in Archaeology. Proceedings of the 34th Conference, Fargo, United States, April 2006. Budapest: Archaeolingua.
- Sugimoto, G and Igarashi, A. In Press a. "Archaeological Computing Forecast: The JAD2 Survey and ACT Archaeology" In CAA UK Proceedings 2007.
- Sugimoto, G and Igarashi, A., In Press b. "Dividing Wall Collapsed?—JAD2 Survey Examines the Gap Between Archaeology and ICT" In CAA Proceedings 2007.
- Thomas, Wendy A. 2000. "Internet use by Canadian heritage professionals: A study by the Canadian Heritage Information Network." (http://www.chin.gc.ca/English/Reference_Library/Internet_Use/index.html 2007年7月30日アクセス)

掲示板

第13回大会の開催日が決定いたしました

開催日の変更等で会員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。下記の通り開催日が決定いたしましたので、プログラム案とともにお知らせ致します。

〈第13回大会プログラム（案）〉

開催日時：平成20年6月7日（土）、8日（日）

開催場所：東京家政学院大学（東京都千代田区三番町キャンパス）

大会テーマ：ミュージアムマネージメントの再構築Ⅲ —博物館の課題と人材育成—

【7日（土）】

10：00～11：30 理事会

13：00～13：40 総会

- ① 平成19年度決算・事業報告
- ② 平成20年度予算・事業計画（案）
- ③ 委員会報告
- ④ 特別事業報告

13：40～13：50 大会開会宣言・趣旨説明

13：50～14：00 会場学長挨拶

14：00～14：45 学会賞授与式・学会賞受賞者による挨拶

15：00～16：20

特別公演：

「韓国における博物館専門家の研修制度と博物館学研究の新地平」

ジョン・ホー・チョー教授（韓国国立文化財大学）

「人材養成研修制度確立のためのアジアネットワークの構築：韓国と日本の人材養成を考える」

キ・ド・ベ教授（韓国博物館協会会長）

16：40～18：00

指定討論：「博物館職員のキャリア形成」（提言）

- (1) 「生涯学習社会におけるキャリア形成」……………沖吉 副会長（予定）
- (2) 「指定管理制度化における人材育成」……………交渉中
- (3) 「大学における学芸員養成」……………鷹野光行 理事（予定）
- (4) 「地域博物館における人材育成」……………交渉中
- (5) 「博物館法の今後」……………交渉中

司会：常磐大学 水嶋 英治 教授

18：30～20：00 懇親会：東京家政学院大学（予定）

会費 3,000円程度（学生1,500円程度）

【8日(日)】

- 9：30～11：30 会員研究発表（3会場開催）募集要項に基づく研究発表（締切4月中旬）
「基礎部門」
「実践部門」
「応用部門」
- 11：30～12：00 研究部会・支部会報告
- 12：00～12：20 閉会式
- 13：00～ アフタヌーンミュージアム
*市ヶ谷・九段付近の博物館・図書館巡りコース（予定）

第13回大会会員研究発表者募集のお知らせ

第13回大会第2日目の「会員研究発表」で発表していただける方を募集いたします。発表をご希望の方は、4月15日までに、事務局までお知らせ下さい。発表に関する詳細は下記をご参照下さい。多数のご応募をお待ちしております。

応募規定

1. 応募資格

日本ミュージアム・マネージメント学会会員

2. 発表申し込み件数

1件の発表に限ります。

3. 発表テーマ

「ミュージアムマネージメントの再構築Ⅲ —博物館の課題と人材育成—」

4. 応募方法

申し込み用紙にてメールまたはファックスにて事務局までお申し込み下さい。

申し込み用紙はホームページ（<http://www.jmma-net.jp/>）よりダウンロードして下さい。

5. 発表方法

・1件につき15分・質疑応答5分（合計20分）以内

・発表のための機材は、WINDOWSパワーポイントを使用することができます。

（尚、パワーポイントの場合は事前に機器の調整がのぞまれます）

6. 応募締め切り

4月15日（火）

日本ミュージアム・マネージメント学会

メールアドレス：kanri@jmma-net.jp / ファックス：03-3521-2932

7. 予稿原稿の採否

大会実行委員会にて下記基準に従い、審査・決定します。

a. 目的、方法・結果あるいは結論が明確に記載されていること

b. 全部、または主要な部分が未発表で営利・宣伝を目的としないこと。

c. 発表の採否については5月上旬頃までにご連絡申し上げます。

*採用の場合、大会にて発表後会報や紀要に掲載することもありますので予めご了承下さい。

8. プログラム編成

時間割は採用後、追ってご連絡申し上げます。

i n f o r m a t i o n

◆韓国博物館全国大会のご案内・参加者募集

韓国博物館全国大会が下記日程で開催されます。

JMMA会員の皆様の中で参加ご希望がありましたら、事務局までお問い合わせ下さい。

現在のところ、10人程度の参加者があります。

日時：平成20年5月17日(土)～18日(日)

16日出発、18日帰国の予定

場所：ソウル市(予定)

経費：分り次第お知らせいたします

◆文献寄贈のお知らせ

- ・神奈川大学21世紀COEプログラム『非文字資料研究No.18』
- ・国立歴史民俗博物館『れきはくにいこうよ2006 教育関連活動報告』

u o i t e w j o j u
i n f o r m a t i o n

新規入会者のご紹介

【個人会員】

五月女賢司 千葉市科学館
杉山 正司 埼玉県立歴史と民俗の博物館

【学生会員】

伊藤 大介 北海道大学大学院
(五十音順・敬称略)

JMMA 会報 No. 47 (Vol. 12 No. 4)

発行日 2008年3月31日

事務局 〒136-0082 東京都江東区新木場2-2-1 2F TEL/FAX 03-3521-2932

編集者 高橋信裕、齊藤恵理、川瀬伊代、津久井真美 e-mail: kanri@jmna-net.jp